

香美市告示第186号

建設工事におけるランク付け及び基準表を次のとおり定める。

令和7年10月10日

香美市長 依光 晃一郎

建設工事におけるランク付け及び基準表

1 ランク付け基準表

ランク付け基準数値

	A	B	C	D
土木一式工事	850以上	849～730	729～610	609以下
建築一式工事	740以上	739～660	610以下	
水道施設工事	790以上	789以下		
その他工事	790以上	789～660	659以下	

2 発注基準表

(1) 香美市内業者

土木一式

等級	発注基準	備考
A	全工事	原則として香美市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
B	設計金額6,000万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
C	設計金額2,500万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
D	設計金額600万円未満	原則として香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）

建築一式

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額5,000万円未満	
C	設計金額2,000万円未満	

水道施設

等級	発注基準	備 考
A	全工事	原則として香美市内に営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条で定めるこれに準ずるもの）を有する者（経審平均完成工事高が水道施設であること）
B	設計金額2,000万円未満	原則として香美市内に営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条で定めるこれに準ずるもの）を有する者（経審平均完成工事高が水道施設であること）

その他

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額2,000万円未満	
C	設計金額1,000万円未満	

※特殊工事（下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁）については、上記表にかかわらず適宜適切な業者を選定する。

(2) 香美市内業者

土木一式

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額6,000万円未満	
C	設計金額2,500万円未満	
D	設計金額600万円未満	

建築一式

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額 5,000 万円未満	
C	設計金額 2,000 万円未満	

水道施設

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額 2,000 万円未満	

その他

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額 2,000 万円未満	
C	設計金額 1,000 万円未満	

※特殊工事（下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁）については、上記表にかかわらず適宜適切な業者を選定する。

3 指名業者数

設計金額	業者数	備 考
600 万円以上	5 者以上	小規模工事、特殊工事、建設工事共同企業体で施工する工事については、この限りではない。
6,000 万円以上	8 者以上	

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 7 年 10 月 10 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。
(失効)
- 香美市制限付一般競争入札実施基準（平成 27 年香美市告示第 83 号）は、廃止する。